

令和6年度 第1回長野市景観審議会 会議記録要旨

日時：令和6年7月16日(火)
午後1時30分～午後4時00分
場所：市役所 第一庁舎7階
議会事務局 第一・第二委員会室

○出席委員 13名

高見澤会長、赤羽副会長、久米委員、小林(勝)委員、下崎委員、高瀬委員、石黒委員、北澤委員、湯本委員、吉澤委員、大日方委員、小林(美)委員、洪澤委員

●欠席委員 2名

小山委員、榊原委員

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮 問

- (1) 第37回長野市景観賞について
- (2) 景観重要建造物（宿坊極意）の現状変更について

4 審 議

- (1) 第37回長野市景観賞 一次選考について

【審議記録】

委員	「調書番号20」は、過去に「景観審議会特別賞」を受賞した団体であるが、今回の応募は、活動のどの部分での応募か。
事務局	説明させていただいたとおり、本団体は過去に「景観審議会特別賞」を受賞している団体です。 景観賞募集の要項では、『景観賞、奨励賞を受賞した作品は対象外とする』という記載がありますが、「特別賞」との記載は無く、自薦での応募だったため、審議会委員の御意見をお聞きいたしたく、応募作品として残したものです。 その上で、過去の調書や受賞経過を調べたところ、当時の審議会でも審議された結果、「本団体は景観に特化した活動をされている団体では無いが、活動の内容・実績は優れたものであるため、顕彰対象としたい。そのため、審議会特別賞として表彰する」との記録

	<p>が残されています。</p> <p>この点から、過去に受賞した団体として取り扱うことになるのではとの感覚があります。</p>
事務局	<p>今回、要項上「過去に景観賞、景観奨励賞は除外する」という記載になっていたのですが、事務局側では候補作品として上げざるを得なかったものですが、景観賞選考の中で、本団体を対象外とするか否かも御審議いただき、あらかじめ決定いただければよろしいかと考えております。</p>
委員	<p>本団体が過去受賞団体であることを初めて知ったが、受賞後、新たな活動や活動の変化があるのか。</p>
事務局	<p>活動内容については、当時の調書と今回の調書を見比べると、内容自体に変更はなく、当時から継続的に活動を続けており、今回は時点修正の上、御応募いただいたものになろうかと考えております。</p>
委員	<p>私的には、登録文化財を指定しようという活動自体は、景観に直接結びつかないかもしれないが、景観的にも歴史的建造物的にも、価値あるものを残したいという活動は、評価されるべきものだと思う。しかし、過去受賞団体と聞くと選考しづらくなってしまった。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、明確にお示しすれば、容易に御判断していただけだと思います。</p> <p>本団体は、非常に長い期間、活動を継続している団体であり、景観に特化した活動ではありませんが、受賞後も景観に関することも、まちづくりに関することも含めて実績を積み上げられてきた団体です。</p> <p>団体の活動自体や趣旨に変化があったということは無いのですが、当時受賞時から引き続き活動を続けている団体であるということです。</p>
<p>審議会採決の結果、「調書番号 20」を選考の対象外とすることが決定</p>	
<p>景観賞の一次選考として、各委員による無記名投票を実施し、事務局で集計後、投票結果発表</p>	
委員	<p>得点数 6 点を獲得した「調書番号 14」までを、最終選考として現地調査の対象としてはどうか。</p>
事務局	<p>事務局としては、現地調査の件数を 7～8 件であればスムーズな現地調査として最良と御説明させていただきましたが、6 点までの 11 件（作品）であれば、何とか現地調査可能かと思えます。</p>
委員	<p>得点数 5 点を獲得した「調査番号 8」と「調査番号 21」も資料では分かりづらい点があったので、現地調査を試みたい。</p>

委員	「調査番号 21」は、令和元年東日本台風災害で水害にあった場所に、どのような対処がされた施設なのか、私も見てみたい考えもある。
委員	<p>「調査番号 21」を現地調査するとなると、同点の「調査番号 8」も現地調査の対象とすべきである。位置的にそう遠くはない地区なので、2 作品を追加しても時間的に負担がかからないと思う。</p> <p>ただし、正直な意見として、「調査番号 21」は完成したばかりで、緑化もまだまだこれからの状態である。よって、景観賞として評価するにはもう少し緑化が進むのを待つべきである。</p> <p>その点を踏まえた上でも、現地調査として一見したい建築物であり、同点の「調査番号 8」も加えて、現地調査対象として良いと考える。</p>
事務局	<p>事務局の説明として、現地調査件数が 7～8 件であれば、スムーズな調査が可能とした上で、11 件程度が限度かと考えておりました。</p> <p>可能であれば現地調査件数を 10 件程度に止めていただければ、スムーズな調査になると考えております。</p>
委員	私も「調査番号 8」の現地調査をお願いしたい。本建築物は、改修作品であり「調査番号 21」と併せて一見してみたい。
事務局	その 2 件を加えますと、全部で 13 件となり、現地調査後の最終選考の時間が短くなってしまいうのではという心配があります。
委員	審議会委員の皆様の意見とすれば、できるだけ多くの作品を現地で調査したいということが基本的であるため、13 件の現地調査を実施するというところでどうか。
事務局	13 件の現地調査との御意見ですが、そうなれば必然的に 1 件当たりの調査時間がどうしても短くせざるを得なくなります。その点を御了解いただいた上で、13 件の現地調査とのお話であれば事務局として時間配分等の準備をさせていただきます。
<p>審議会採決の結果、得点数 5 点以上の 13 件（作品）を 現地調査の対象とすることが決定</p>	

5 その他

【記録】

委員	<p>今回の応募作品の中に、私が手掛けた建築物があり、一次選考を通過して現地調査の対象になった。</p> <p>よって、現地調査には同行させていただくが最終選考の投票は行わないことにしたい。</p>
----	---

	<p>また、投票はしないので、現地では「審議会委員の皆様がよろしければ」作品のポイントなどを施主と共に説明する機会があればと考えているが、委員の皆様の御意見を伺いたい。</p>
事務局	<p>今、委員からお話がありました、「自作品であるため投票はしない」という件に関して、これまで定めがありませんでした。</p> <p>今後も同様のケースが発生する可能性があります、そのルールについては、審議会で検討、決定いただければと考えておりますが、委員の皆様の御意見をお聞かせください。</p>
委員	<p>一次選考時には、資料に設計者等の記載が無いため、誰が手掛けた建築物かは分からないので、投票に参加可能と考えるが、最終選考時には、審議会委員の立場から投票を辞退するという定めを審議会で申し合わせしておく程度に止め、明文化する必要は無いと考える。</p>
委員	<p>一番は、公平性が担保されるかという点かと思う。</p> <p>その点を踏まえて、事務局案を提示するのが良い。</p>
事務局	<p>委員から「明文化までしなくても」という御意見がありましたが、今回、委員から「自分が投票での介意はしない」と明確にお申し出いただいたことで、公平性が保たれると考えます。</p> <p>もう1点の「現地調査時に説明する機会」という点に関しましては、たまたま昨年度の現地調査時に設計者が現地において説明したというケースがありましたが、他の作品の施主等には説明の機会を設けておりませんことを踏まえますと、公平性の観点から自重いただく必要があるかと考えております。</p>
委員	<p>応募作品の中に、審議会委員が手掛けた作品が含まれるということは、凄く良いことであり、これからもそのようなケースが増えれば良いと、私的には考える。また、作品の説明についても、施主や設計者などが景観的にどのような思いで、どのような狙いで造られたのか聞く機会があれば良いと考える。</p> <p>その代わりとなる公平性が保たれる取り決めが明確であれば良いと考える。</p>
事務局	<p>作品の説明を聞く機会があればという点については、事務局としても同様の意向はある反面、各作品に関して、自薦他薦の別や説明者の有無などを考えますと、公平性の下で実施するためには一定の範囲の中で実施する必要があると考えております。</p> <p>また、逆に説明の機会を全ての作品にお願いするとなりますと、現地調査や最終選考に数日を要するものになってしまいますので、作品の思い等については現状の作品調書の中に記載いただくものとして、そこはある程度の節度を保った中で、現地調査、最終選考を実施いただきたいと考えております。</p>

委員	<p>私がお話した「説明」の程度は、公平性の範囲内での説明をイメージしていたもので、雨水の利用や灌水システムなど新しい緑化景観づくりについて、隣にいる委員に簡単に話をする程度の説明であり、作品に対する自分の思いなどを審議会委員の皆様説明するような形は想定していなかった。</p>
事務局	<p>基本的には、委員としての範囲内での説明を妨げるものではありませんので、公平性が保たれる中での説明は、問題ないと考えております。</p>

6 閉 会

閉会に際し、都市整備部長から挨拶